

I 豊橋市の外国人児童生徒教育

外国人児童生徒教育の概要

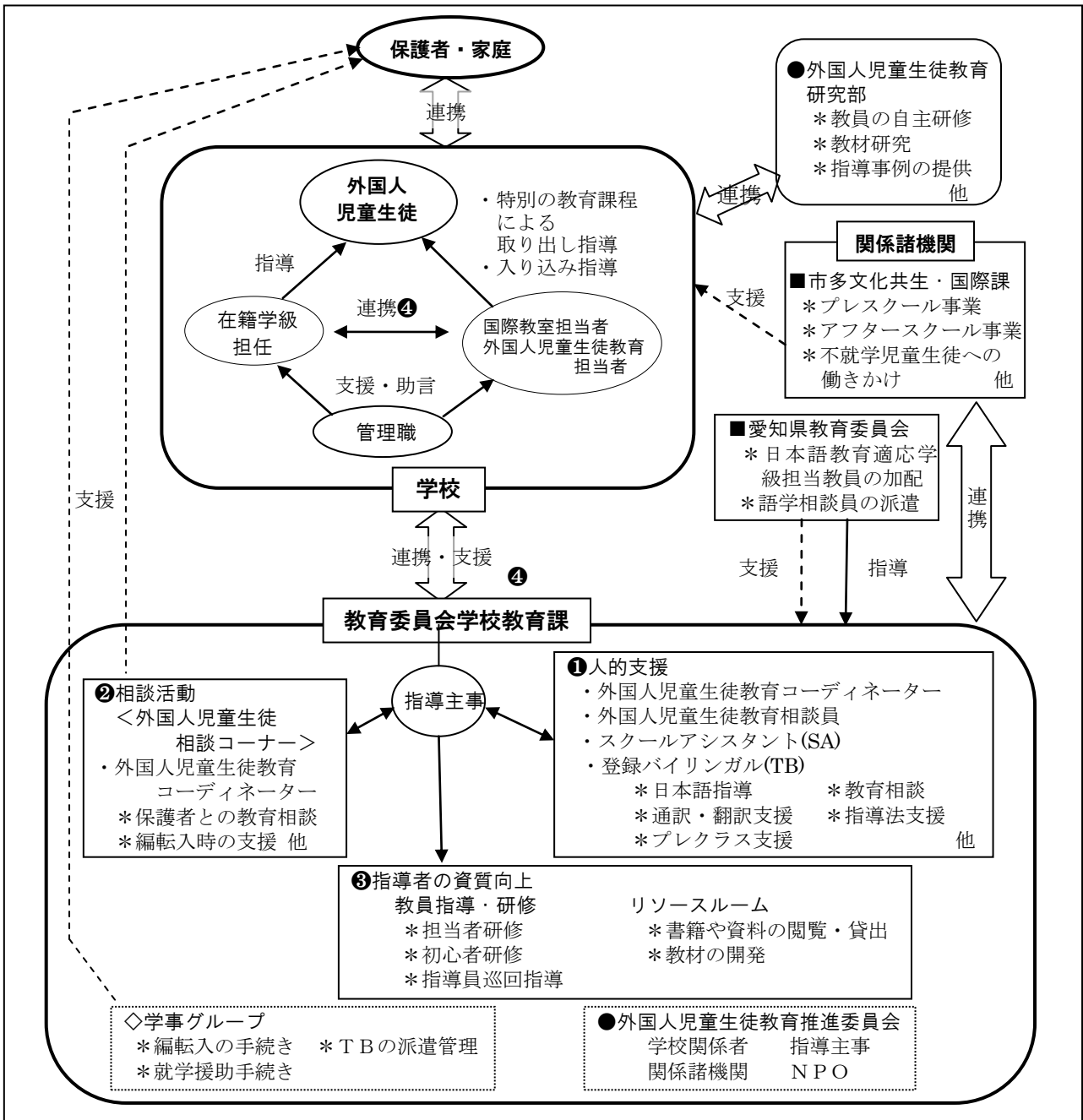
1 外国人児童生徒教育のねらい

以下に示す外国人児童生徒の姿をめざした教育活動の展開を推進する。

- ・日本の学校生活に適応し、自尊感情や自己肯定感を高める [学校への適応、「自己肯定感」の涵養]
- ・日本の学校で学んでいくための学習言語能力を身につける [「学習するための言語能力」の習得]
- ・日本語学習の積み上げによって学力を向上させ、自らの将来を切り開く [学力の向上]

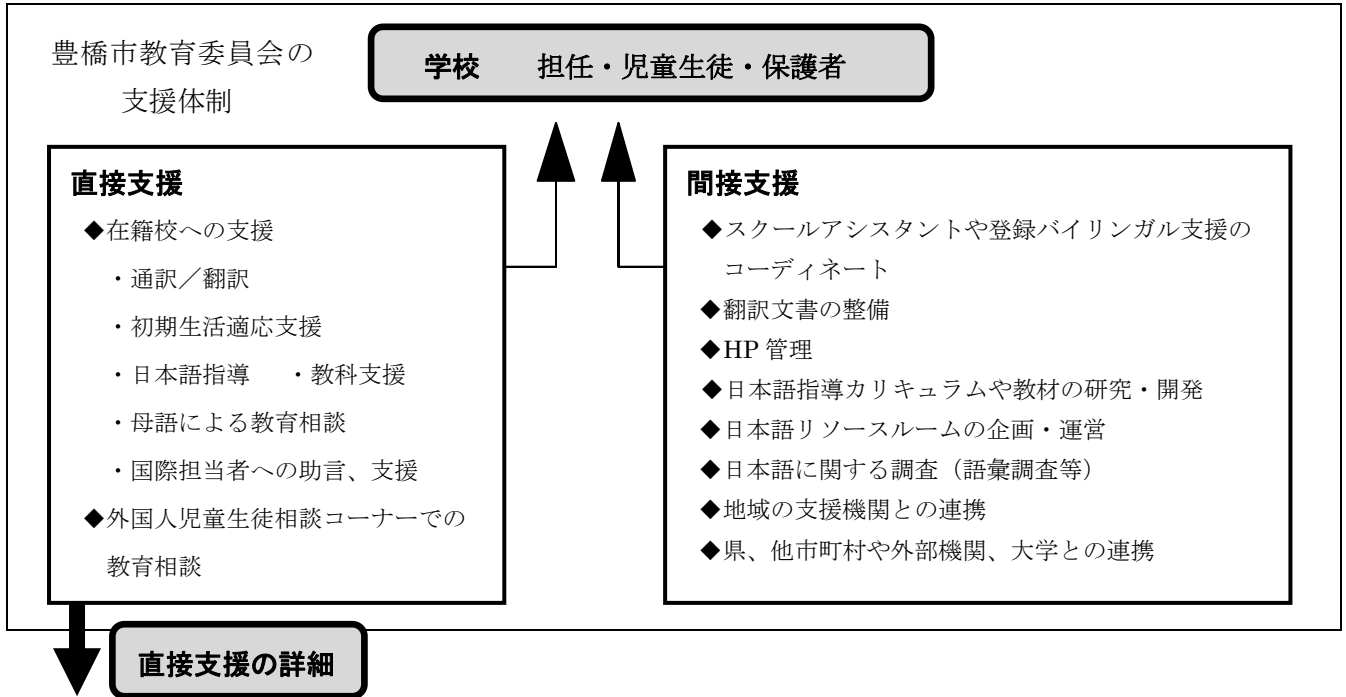
そのために ① 人的支援の充実を図る ② 相談活動の充実を図る
 ③ 指導者の資質向上に努める ④ 校内体制の整備・充実を支援する

2 外国人児童生徒の支援体制



3 市教委の支援体制

市教委の支援には、児童生徒や保護者、担任や学校に対する「直接支援」と、それらを支える「間接支援」があり、「直接支援」では指導や相談に関わる人的支援を、また「間接支援」では教材や翻訳文書の整備などを行います。



		支援の対象校	学校における支援内容	学校外の教育相談
外国人児童生徒教育指導員		外国人児童生徒教育指導員による国際教室指導者への助言		
外国人児童生徒教育相談員	外国人児童生徒教育コーディネーター	・外国人児童生徒相談コーナーでの勤務	・学校や関係機関への巡回	・市役所3階の「外国人児童生徒相談コーナー」における教育相談
	日本語指導	・国際教室未設置校	・学校と協力して、児童生徒への日本語指導 ※初期指導から、日本語と教科の統合学習まで指導します。 ・担任や学校への指導アドバイス	・バイリンガル相談員は、教育会館の「こじの子相談」や「まいっぶ」における教育相談での通訳に派遣 ※それ以外の公的機関への通訳派遣については、随時市教委にお問い合わせ下さい。 (例：児童相談所など)
		・国際教室設置校	・国際教室担当教員への指導アドバイス ・常駐の相談員やスクールアシスタントへの指導アドバイス	
スクールアシスタント	バイリンガル	・集中校の数校で常駐指導 ※配置校は、年度ごとの学校や児童生徒の状況によって変わることがあります。 ・国際教室設置校への巡回指導 ・国際教室未設置校で、言語の対応が必要な学校への巡回指導 ※児童生徒が日本語指導が必要でなくとも、保護者対応が必要な場合も巡回します。	・日本語指導や教科の指導における(児童生徒の母語を使った)指導補助 ・学校文書の翻訳 ・児童生徒や保護者、担任の通訳 ・学校行事における通訳 ・学校内での教育相談の通訳	
登録バイリンガル	バイリンガル	・国際教室設置校のうち、言語の対応が必要な児童生徒が多い学校で常駐支援 ※配置校は、年度ごとの学校や児童生徒の状況によって変わることがあります。	・日本の学校に初めて編入した日本語が分からない児童生徒への(児童生徒の母語を使った)初期の生活適応支援 ※担任や国際教室担当者の補助的な支援であり、登録バイリンガルによる単独の指導はありません。 ・懇談会や説明会など、学校が言語の対応を必要とする行事での通訳	・学校外の教育相談への対応は行わない